いしかわGAP規範項目





用途限定米穀・食用不適米穀は、 適切に保管、販売、処分している。

飼料用米やカビ米等、特別な用途に用いる米や食用不適米については、保管から販売まで、明確に区別できるよう取り扱うことが義務づけられています。

適合基準

①用途限定米や食用不適米が、他の米穀とはっきり区分して取り扱われている。

- ○繁忙期で倉庫の収容能力が不足する場合等、やむを得ない事情がある場合を除き、 一般の米穀と区分して別棟で保管する。
- ○包装または容器に、その用途を示す表示を付ける。
- ○販売する際は、「飼料用」「バイオエタノール用」等、その用途を納品書に記載し、取引 先に伝達する。
- ○食用不適米については、食用への転用防止のため、適切な方法で廃棄処分する。





乾燥調製貯蔵施設において、施設の適正な管理・運営を実施し、管理者とオペレーターの責任分担を明確化している。

大規模な乾燥調製・貯蔵施設を設置している場合、その施設管理体制を整備して、事故発生時の対応やオペレーターの資質向上等の責任を負う者を明らかにする必要があります。

適合基準

①施設の管理運営体制を整備し、施設運営上の責任の所在を明らかにしている。

取組事例

- ○施設の管理運営体制を整備し、施設の運営上必要な判断を行う責任者を明確にする。 (例:乾燥施設において、翌日の荷受けの可否、荷受量の判断は管理者が行う等)
- ○施設の管理者は、施設の操作や異常事態に備えた十分な知識や判断力を身につける。
- ○施設の管理者は、研修の実施等によって、オペレーターの資質向上に努める。

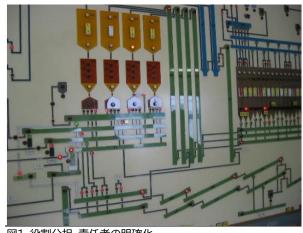


図1. 役割分担・責任者の明確化

出典:国際水準GAPガイドライン(指導マニュアル)





異物や異種穀粒の混入を防止する 対策を実施している。

異物混入による汚染や異品種混入を防止するため、収穫や乾燥調製に用いる機械や施設は、使用前に適切に清掃し、内部に残留物のないことを確認します。

適合基準

①出荷物への異物や異品種の混入を防ぐ対策を取っている。

- ○収穫や乾燥調製に用いる機械は、使用前に清掃し、できるだけ内部の残留物や汚れを取り除く。
- ○出荷・調製作業を行っている期間は、清掃して作業場の清潔を保つ。特にペットを含め鳥獣の作業場への侵入は可能な限り排除する。
- ○品種特性の維持のため、毎年種子更新を行う。



図1. 異種・異物混入の対策 出典:国際水準GAPガイドライン(指導マニュアル)



図2. 共用設備・器具の清掃





生産する農産物のカドミウム濃度が基準 値を超える可能性のある地域では、その 基準値を遵守できるよう、生産される農 産物のカドミウム濃度に応じた低減対策 を実施している。

また、それ以外の地域においても、食品安 全上のリスクをできるだけ減らすための 対策を実施している。

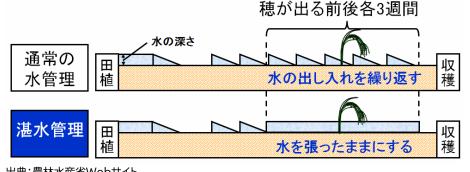
カドミウムは、食品を通じて人の体内に徐々に蓄積し、ある量を超えると健康 に悪影響を及ぼす可能性がある重金属です。

適合基準

- ①食品安全上のリスクをできるだけ減らすための対策を実施している。
- ②(汚染の恐れがある地域の場合)農産物に応じた低減対策を実施している。

取組事例

- ○ほ場周辺で、有害物質を排出するような事業所がないことを確認する。
- ○過去に有害物質の埋設等がないか、農地の来歴を確認する。
- ○客土した農地やその周辺では、有害物質による汚染がないことを確認する。
- ○有害物質による汚染が判明した場合、土壌の入れ替えや栽培管理による汚染回避技術 を導入する。



※カドミウムの汚染回避技術の 例:出穂期の前後3週間、水田を 湛水状態に保ち還元状態とする と、水稲が根からカドミウムを吸 収することを抑制できる。

出典:農林水産省Webサイト

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/2_taisaku/01_tec.html)



水田からの農薬流出を防止する対策を実施している。

水田は、河川等へ接続しているため、使用農薬の流出が原因となり、水質異常事故(魚類のへい死等)が発生するおそれがあります。

適合基準

①水田からの農薬流出を防止する対策を実施している。

- 〇農薬ラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守する。
- ○農薬使用前は、気象予報を確認し、大雨等が予想される場合は散布を控える。
- ○畦畔を整備し、漏水を防止する。
- ○ほ場の巡回を行い、畦畔の状況を確認、整備する。



図1. 除草剤の多用による畦畔崩壊 出典:国際水準GAPガイドライン(指導マニュアル)



図2. 畦畔の漏水



麦類のDON・NIV等のカビ毒 汚染低減対策を実施している。

麦類の赤かび病菌は「カビ毒(DON:デオキシニバレノール、NIV:ニバレノール)」を作ります。このカビ毒は人体に有害なため、赤かび病の発生を抑える対策が必要です。

適合基準

①出荷麦から、厚生労働省の定めた暫定基準値を超える「カビ毒(DON・NIV)」 が検出されない。

- ○赤かび病が発生しにくい環境をつくるため、前作の作物残さは、ほ場の外に持ち出す か土中に確実にすき込む。
- ○ほ場の巡回等によって生育状況を把握し、赤かび病の適期防除に努める。
- ○病害虫防除室の赤かび病発生予測を参考に、県やJAの指導の下、適切な防除を行う。
- ○収穫後はできるだけすみやかに乾燥する。
- ○出荷の際、赤かび病被害粒が見られた場合、適切に廃棄し、機器等の清掃を徹底する。



(赤かび病が発生した小麦)



水田代かき後等の濁った水が、 ほ場外に流れないように対策を 実施している。

代かき後の泥で濁った水がほ場の外に流れ出すと、作土層が失われてしまいます。さらに、泥と一緒に流れ出た肥料が原因で藻や水草が大発生するなど、環境破壊を招くおそれもあります。

適合基準

①水田から濁った水が、ほ場外に流出していない。

取組事例

- ○代かきは浅水の状態で行う。
- ○しっかりとあぜ塗りを行うか、あぜシートを活用する。



(あぜ塗り)



(あぜシート)

出典: 農業ナビゲーション研究所「GAP取組み支援データベース」 https://www.nnavi.org/gap/jissen/p3_3_1_3.htm